

○四條畷市子どもの医療費の助成に関する条例

平成5年9月30日

条例第16号

改正 平成6年3月18日条例第4号

平成6年9月30日条例第21号

平成10年3月31日条例第10号

平成10年12月18日条例第23号

平成12年3月24日条例第11号

平成14年3月15日条例第6号

平成16年10月1日条例第13号

平成18年10月1日条例第29号

平成19年6月18日条例第16号

平成22年3月30日条例第2号

平成25年3月29日条例第9号

平成27年3月31日条例第11号

平成27年12月8日条例第28号

平成29年2月27日条例第1号

平成29年9月5日条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、子育て支援施策として、子どもに係る医療費の一部を助成することにより、子どもの健全な育成及び保健福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 出生の日から15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で子どもを現に監護する者をいう。
- (3) 医療費 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は規則で定める社会保険に関する法律(以下「社会保険各法」という。)の規定による療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、高額療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問

看護療養費について保険給付が行われた場合(食事療養に係る給付又は精神病棟への入院に係る給付を除く。)における療養に要する費用の支給の対象となる医療費をいう。

- (4) 自己負担費用 国民健康保険法又は社会保険各法(以下「医療保険各法」という。)の規定による保険給付が行われた場合若しくは他の法令の規定による医療に関する給付が行われた場合における療養に要する費用のうち、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員(世帯主若しくは組合員であった者を含む。)又は社会保険各法による被保険者(日雇特例被保険者を含む。以下同じ。)、組合員若しくは加入者(被保険者、組合員若しくは加入者であった者を含む。)が負担すべき額をいう。

(対象者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、四條畷市の区域内に居住地を有する子どもであって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により保護を受けている者
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく措置により医療費の支給を受けている者
- (3) 四條畷市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(昭和55年条例第9号)の規定により医療費の助成を受けることができる者

(助成の範囲)

第4条 市は、対象者の疾病又は負傷について、次の各号に掲げる場合に医療費の助成を行い、助成の額は、その自己負担費用から規則で定める一部自己負担額を控除した額とする。

- (1) 医療保険各法の規定により、対象者又はその保護者が療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費について保険給付が行われた場合(食事療養に係る給付又は精神病棟への入院に係る給付を除く。)における療養に要する費用の支給を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、対象者又はその保護者が他の法令の規定による医療に関する給付を受けたとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、その限度において助成を行わない。

- (1) 対象者の疾病又は負傷について、国又は地方公共団体の負担による療養に関する給付が行われたとき。
- (2) 社会保険各法の規定による承認法人等、健康保険組合、共済組合又は日本私立学

校振興・共済事業団から社会保険各法の規定により対象者の支払った一部負担金に相当する額の範囲内において、規約、定款等をもって給付が行われたとき。

(3) 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に基づく疾病の治療のための医療に要する費用について必要な援助を受けたとき。

(4) 独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)に基づく災害共済給付の給付を受けたとき。

(助成の申請)

第5条 この条例により医療費の助成を受けようとする子どもの保護者(以下「申請者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する日以後に規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(1) 対象者となった日

(2) 第3条各号に規定する者でなくなった日の翌日

(助成の決定)

第6条 市長は、前条の申請を受理したときは、その資格又は内容を審査し、医療費の助成を行うか否かを決定する。

2 市長は、医療費の助成を行うことを決定したときは、規則で定める医療証を交付する。

3 市長は、医療費の助成を行わないことを決定したときは、速やかにその旨を申請者に通知する。

(医療証の有効期限)

第7条 医療証の有効期限は、受給者が15歳に達する日以後における最初の3月31日とする。

(医療証の提示)

第8条 第6条第2項の規定による決定(以下「助成の決定」という。)を受けた者(以下「受給者」という。)は、療養を受けようとするときは、健康保険法(大正11年法律第70号)に規定する保険医療機関、保険薬局及び指定訪問看護事業者で規則で定める病院、診療所、薬局及び指定訪問看護事業者(以下「保険医療機関等」という。)に医療証を提示しなければならない。

(助成の方法)

第9条 医療費の助成は、第4条第1項の助成の額を市長が保険医療機関等に支払うことによって行う。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、受給者に支払うことにより、医療費の助成を行うことができる。

(届出の義務)

第10条 子ども医療証の交付を受けた者の保護者は、住所、氏名その他の規則で定める事項について変更があったときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 子ども医療証の交付を受けた者が死亡したときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定による死亡の届出義務者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(損害賠償との調整)

第11条 市長は、対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その額の限度において、第4条の規定により助成すべき額の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した額に相当する金額を返還させることができる。

(譲渡等の禁止)

第12条 この条例による医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(助成の決定の取消し等)

第13条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成の決定を取り消すことができる。

- (1) 対象者に該当しないこととなったとき。
- (2) 虚偽その他不正の手段により助成の決定を受けたとき。

2 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成の全部又は一部を行わないことができる。

- (1) 第5条の規定による申請又は第10条第1項の規定による届出に関し、虚偽の申請又は届出をしたとき。
- (2) 受給者が、正当な理由がなくて、第16条の規定による求めに応じないとき。

第14条 市長は、受給者が、正当な理由がなくて、第10条第1項の規定による届出をしないときは、助成を一時差し止めることができる。

(助成金の返還)

第15条 市長は、第13条第1項の規定により助成の決定を取り消した場合又は同条第2項の規定により助成の全部又は一部を行わない場合において、当該取消しに係る部分又は助成の全部若しくは一部を行わない決定をした部分に関し、既に助成が行われているときは、期限を定めてその額の返還を命ずることができる。

(書類の閲覧等の要求)

第16条 市長は、受給者又は関係機関に対して、当該受給者が対象者に該当するかどうかについて確認する必要があると認めるときは、必要な書類の閲覧又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成5年10月1日から施行し、同日以後の入院医療に係る医療費について適用する。

附 則(平成6年条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、平成6年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 改正後の四條畷市乳幼児の医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後の疾病又は負傷による医療に係る医療費について適用する。

3 施行日前に受けた病院又は診療所への収容に係る医療に対する改正前の四條畷市乳幼児の入院医療費の助成に関する条例の規定による医療費の助成は、改正後の四條畷市乳幼児の医療費の助成に関する条例の規定による医療費の助成とみなす。

附 則(平成6年条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、平成6年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の四條畷市乳幼児の医療費の助成に関する条例の規定は、平成6年10月1日以後の疾病又は負傷による医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の疾病又は負傷による医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成10年条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、平成10年7月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の四條畷市乳幼児の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以

後の疾病又は負傷による医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の疾病又は負傷による医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成10年条例第23号)抄

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第11号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年条例第6号)

- 1 この条例は、平成14年7月1日から施行する。
- 2 改正後の四條畷市乳幼児の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の疾病又は負傷による医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の疾病又は負傷による医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成16年条例第13号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(適用区分)

- 6 第4条の規定による改正後の四條畷市乳幼児の医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、施行日以前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成18年条例第29号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の四條畷市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第2条第2項及び第2条の規定による改正後の四條畷市乳幼児の医療費の助成に関する条例第3条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成19年条例第16号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年7月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の第3条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成

について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成22年条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年7月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の第4条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成25年条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の四條畷市子どもの医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成27年条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年7月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の四條畷市子どもの医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成27年条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年条例第1号)抄

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年条例第19号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条による改正後の四條畷市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の規定、第2条の規定による改正後の四條畷市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の規定及び第3条の規定による改正後の四條畷市子どもの医療費の助成に関する条例の規定については、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(準備行為)

5 重度障害者医療費の助成、ひとり親家庭の医療費の助成及び子どもの医療費の助成の決定に関する手続その他必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

○四條畷市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則

平成5年9月30日

規則第24号

改正 平成6年3月18日規則第4号

平成6年9月30日規則第23号

平成7年6月30日規則第22号

平成9年3月31日規則第5号

平成10年3月31日規則第8号

平成10年3月31日規則第9号

平成12年3月31日規則第13号

平成13年3月30日規則第18号

平成14年3月29日規則第6号

平成16年10月29日規則第32号

平成17年7月1日規則第15号

平成18年7月12日規則第26号

平成18年10月1日規則第43号

平成19年6月20日規則第20号

平成22年3月18日規則第1号

平成25年5月27日規則第13号

平成27年6月11日規則第15号

平成27年12月28日規則第28号

平成29年4月18日規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、四條畷市子どもの医療費の助成に関する条例(平成5年条例第16号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(社会保険各法)

第2条 条例第2条第3号の規則で定める社会保険に関する法律(以下「社会保険各法」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (3) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)

(4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)

(5) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

(助成の申請)

第3条 条例第5条の規定による申請は、子ども医療証交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

(1) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は社会保険各法(以下「医療保険各法」という。)の規定による被保険者証又は組合員証

(2) 子どもを監護している者の所得の額を明らかにする市区町村長の証明書

2 前項の申請を行う者が災害その他やむを得ない理由により当該申請を行うことができなかった場合において、その理由がやんだ後15日以内に当該申請をしたときは、条例第3条に規定する対象者に該当することとなった日から助成を開始する。

3 条例第6条第2項の規定により助成の決定を受けた者は、毎年6月に第1項第2号の証明書を市長に提出しなければならない。

(一部自己負担額)

第4条 条例第4条第1項の規則で定める一部自己負担額は、条例第7条に規定する保険医療機関等(薬局を除く。以下「保険医療機関」という。)ごとに、1日につき500円とする。ただし、当該一部自己負担額は、同条に規定する受給者(以下「受給者」という。)等が負担すべき額を超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、食事の提供たる療養を受けたときは、一部自己負担額を要しない。

3 第1項の規定にかかわらず、受給者が同一の月に同一の保険医療機関において行う一部自己負担額の支払いは、2日までとする。

4 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関における前2項の規定の適用については、歯科診療及び歯科診療以外の診療は、それぞれ別の保険医療機関の診療とみなす。

5 受給者が同一の月に同一の保険医療機関において入院及び入院以外の療養を受けた場合における第1項及び第2項の規定の適用については、入院及び入院以外の療養は、それぞれ別の保険医療機関について受けたものとみなす。

6 受給者の保護者(以下「保護者」という。)が同一の月に支払った一部自己負担額を合算した額が2,500円を超える場合は、当該合算した額から2,500円を控除した額を助成する。

7 前項の規定による助成を受けようとする者は、子ども医療費助成申請書兼口座振替依頼書(様式第3号)に、当該医療について条例第4条第1項に規定する医療に関する給付が行われたことを証明する書類、当該医療に要した費用に関する証拠書類その他市長が必要と認める書類を添えて、その医療を受けて一部自己負担額を支払った日の属する月の翌月以降に市長に申請しなければならない。

(医療証の有効期限等)

第5条 医療証(様式第2号)の有効期限は、受給者が15歳に達する日以後における最初の3月31日とする。

2 医療証は、次の各号のいずれかに掲げる日の前日に失効する。

- (1) 受給者が四條畷市の区域内の居住地を有しないこととなった日
- (2) 医療保険喪失日
- (3) 条例第3条各号のいずれかに該当することとなった日

(医療証の再交付)

第6条 受給者の保護者は、医療証を破損し、汚損し、又は紛失したときは、子ども医療証再交付申請書(様式第4号)により市長にその再交付を申請することができる。

2 医療証を破損し、又は汚損したときの前項の申請には、申請書にその医療証を添えなければならない。

3 医療証の交付を受けている者は、医療証の再交付を受けた後、紛失した医療証を発見したときは、速やかにその発見した医療証を市長に返還しなければならない。

(条例第7条の規則で定める保険医療機関等)

第7条 条例第7条の規則で定める保険医療機関等は、大阪府内及び奈良県内の病院、診療所及び薬局のうち市長が別に定めるものとする。

(助成方法の特例)

第8条 条例第8条ただし書に規定する特別の理由は、次に掲げるものとする。

- (1) 医療保険各法の規定により受給者に係る保険外併用療養費、療養費(医療保険の対象として認められる海外療養費を含む。)、特別療養費(指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときを除く。)又は家族療養費(社会保険各法の適用がある場合に限る。)が支給されたとき。
- (2) 前条に規定する保険医療機関等以外で療養の給付を受けたとき。
- (3) 受給者が、その交付を受ける前に療養の給付を受けたとき。
- (4) 前各号に定める場合のほか、市長が特別に必要ながあると認めたとき。

2 第4条第7項の規定は、前項各号の規定に該当する者が医療費の助成を受けようとする場合について準用する。

(届出事項等)

第9条 条例第9条第1項の住所、氏名その他の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とし、同項の規定による届出は、子ども医療資格変更届(様式第5号)又は子ども医療資格喪失届(様式第6号)に医療証を添え、その事由が生じたときから14日以内に市長に提出することにより行わなければならない。

- (1) 住所
- (2) 氏名
- (3) 子どもを監護し主として生計を維持している者の住所及び氏名
- (4) 医療保険各法の規定による被保険者証又は組合員証の記号番号
- (5) 資格喪失に関する事項

2 条例第9条第2項の規則で定める届出は、子ども医療資格喪失届に子ども医療証を添え、市長に届け出なければならない。

(損害賠償を受け得る場合の届出)

第10条 保護者は、その子どもの疾病又は負傷に関し、損害賠償を受けることができる場合には、その事実、当該損害賠償をすべき者の氏名及び住所又は居所(氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨)並びに被害の状況を速やかに市長に届け出なければならない。

(添付書類の省略)

第11条 市長は、この規則の規定による申請をする場合に、申請書に添えなければならない書類により明らかにすべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、平成5年10月1日から施行し、同日以後の入院医療に係る医療費について適用する。

(所得の制限額の特例)

2 平成7年6月1日から平成7年9月30日までの間の疾病又は負傷による医療に係る医療費の助成についての第3条の規定の適用については、同条中「児童手当法施行令」とあるのは、「児童手当法施行令の一部を改正する政令(平成7年政令第223号)による改

正前の児童手当法施行令」とする。

附 則(平成6年規則第4号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成6年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四條畷市乳幼児の入院医療費の助成に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定は、施行日以後の疾病又は負傷による医療に係る医療費について適用する。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の四條畷市乳幼児の入院医療費の助成に関する条例施行規則第6条の規定により市長に提出されている乳幼児入院医療費助成申請書は、新規則第6条に規定する乳幼児医療費助成申請書兼口座振替依頼書とみなす。

附 則(平成6年規則第23号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成6年10月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の四條畷市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則第6条の規定は、平成6年10月1日以後の疾病又は負傷による医療に係る医療費について適用し、同日前の疾病又は負傷による医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則(平成7年規則第22号)

この規則は、公布の日から施行し、平成7年6月1日から適用する。

附 則(平成9年規則第5号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年規則第8号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成10年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四條畷市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定は、この規則の施行の日以後の疾病又は負傷による医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の疾病又は負傷による医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の四條畷市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則の様式により提出されている申請書又は届出書は、新規則の様式により提出された申請

書又は届出書とみなす。

附 則(平成10年規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年規則第13号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年規則第6号)

この規則は、平成14年7月1日から施行する。

附 則(平成16年規則第32号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年11月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の四條畷市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成17年規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年規則第26号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四條畷市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)第7条第6項及び第7項の規定は、平成18年7月1日以後に行われる医療に係る一部自己負担額について適用し、同日前に行われた医療に係る一部自己負担額については、なお従前の例による。
- 3 改正前の四條畷市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則(平成18年規則第43号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年規則第20号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四條畷市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定により乳幼児医療証の交付を受けようとする者は、この規則の施行の前日においても、新規則第3条の規定の例により、その申請を行うことができる。
- 3 改正前の四條畷市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)の規定により交付した乳幼児医療証については、旧規則第9条の規定による申請によることなく、更新することができる。
- 4 旧規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則(平成22年規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条第1項の改正規定(「様式第4号」を「様式第3号」に改める部分を除く。)及び様式第4号の改正規定(様式第4号を様式第3号とする部分を除く。)は、平成22年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四條畷市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)第5条第1項に規定する日を有効期間の末日とする乳幼児医療証(以下「新乳幼児医療証」という。)の交付を受けようとする者(次項に規定する者を除く。)は、前項ただし書に規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、新規則第3条の規定の例により、その申請を行うことができる。
- 3 施行日の前日において、現に改正前の四條畷市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)の規定により乳幼児医療証の交付を受けている者については、新規則第3条の規定による申請によることなく、新乳幼児医療証の交付を受けることができる。
- 4 旧規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則(平成25年規則第13号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年7月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の第3条の申請その他子どもの医療費の助成のために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則(平成27年規則第15号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年7月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の第3条の申請その他子どもの医療費の助成のために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則(平成27年規則第28号)

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(平成29年規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号

年 月 日

子ども医療証交付申請書

四條畷市長 宛

申請者 (保護者)	氏名	印					
	生年 月日	個人 番号					
	住所	四條畷市					
配偶者 有無	氏名						
	生年 月日	個人 番号					
連絡先	申請者・配偶者・自宅	電話番号					

下記のとおり子ども医療証の交付を申請します。
 なお、子ども医療の申請に伴い、私（扶養義務者を含む。）の世帯状況及び所得状況について審査することを承諾します。

子ども	フリガナ 氏名				男・女
	生年月日	年	月	日	満歳
	個人番号				
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> その他			
健康保険証	被保険者氏名		子ども との続柄		
	保険種別	1. 全国保険協会(協会けんぽ) 2. 組合保険 3. 国民健康保険 4. 共済組合 5. 国民健康保険組合 6. 船員保険 7. その他()			
	記号・番号	.			
	保険者番号				
	子どもの資格認定日	年	月	日	
	保険者名				
	所在地				
保険者電話					
交付申請事由	<input type="checkbox"/> 出生 <input type="checkbox"/> 転入 <input type="checkbox"/> 保険加入 <input type="checkbox"/> その他()				
事由発生日	年	月	日		

様式第2号

(表)

この証は大阪府内と一部奈良県内で使用できます。

(奈良県内は社会保険加入者のみ)。

子ども医療		子 ども 医 療 証	
公費負担者番号			
受給者番号			
子 ど も	住所	大阪府四條畷市	
	フリガナ	
	氏名		
	生年月日	年 月 日	
有効期間		年 月 日から	年 月 日まで
発行機関名 及び印		大阪府 四條畷市長	
交付年月日		年 月 日	

(裏)

注 意 事 項

1. この証は、医療費の助成を受けることができる証ですので、大切に保管してください。
2. 診療等をお受けになるときは、必ずこの証を被保険者証（又は組合員証）に添えて、医療機関の窓口へ提出してください。
3. 対象者としての資格がなくなったとき、又は有効期間を経過したときは、この証を使用することはできませんので、速やかに市長にお返しください。
なお、資格がなくなった後、この証で診療を受けた場合、その医療費について、市が助成した額は返還していただきますのでご注意ください。
4. 氏名、居住地又は加入医療保険等に変更があったときは、14日以内に市長にその旨を届け出てください。
5. 他の都道府県の医療機関で受診されたときは、いったん医療費を支払っていただき、翌月以降に、指定の手続きにより払戻しの請求ができます。医療機関の領収証の原本を添えて手続きをしてください。
6. この証を破ったり、汚したり又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。

様式第3号

年 月 日

子ども医療費助成申請書 兼 口座振替依頼書

四條畷市長 宛

申請者 住所 四條畷市

(保護者)氏名

印

電話

次のとおり医療費の支給を申請しますので、下記金融機関の口座に振り込んでください。
 なお、添付する領収証について、医療機関に照会することに同意します。

受給医療	<input type="checkbox"/> 子ども医療 <input type="checkbox"/> ひとり親医療 <input type="checkbox"/> その他					
受給者	受給者番号		健康保険証	記号番号		
	氏名			保険者名		
	生年月日	年 月 日		保険者番号		
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> その他：四條畷市		保険者電話		
口座振替	振込先	銀行	支店	種目	口座番号	名義人(カタカナ)
				普・当		
<input type="checkbox"/> 医療費控除申告の予定あり。						

■添付書類：医療機関発行の領収証の原本(受診された方の氏名・保険点数・診療日数が入ったもの)

※領収証は原則お返ししません。医療費控除申告のため原本が必要な場合には、上の申告予定欄にチェックをいれてください。自己負担が発生しない領収証はお返ししませんので、ご了承ください。

■支給決定欄(この欄は、市が記入します。)

月	診療区分	日数	医療費総額	自己負担額	一部自己負担金	高額療養費(付加給付)	支給決定額
	入院 ・ 外来 医科・歯科・調剤・その他						
	入院 ・ 外来 医科・歯科・調剤・その他						
	入院 ・ 外来 医科・歯科・調剤・その他						
	入院 ・ 外来 医科・歯科・調剤・その他						
	入院 ・ 外来 医科・歯科・調剤・その他						
	入院 ・ 外来 医科・歯科・調剤・その他						
	入院 ・ 外来 医科・歯科・調剤・その他						
	入院 ・ 外来 医科・歯科・調剤・その他						
	一部自己負担額償還 (月負担2,500円超過分)		自己負担額			支給決定額	
	計【 府・市 】						

様式第4号

子ども医療証再交付申請書

年 月 日

四條畷市長 宛

住 所 四條畷市

申請者 氏 名 印

子どもとの続柄

電 話 ()

破損

子ども医療証を 汚損 しましたので再交付を申請します。

紛失

		受給者番号		
子 ども	ふりがな 氏 名		男 女
	生 年 月 日	年 月 日		満 歳
	住 所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> その他(四條畷市)		
健康保険証	被保険者氏名		子どもとの 続 柄	
	記 号		番 号	
	保 険 者 名			

※ 破損又は汚損の場合は、裏面に旧の医療証を添付してください。

様式第5号

子ども医療資格変更届

年 月 日

四條畷市長 宛

届 出 者 住 所 四條畷市
 (保護者) 氏 名 印
 子どもとの続柄
 電 話 ()

下記のとおり変更しましたので届け出ます。

1	フリガナ 子ども氏名	-----	受給者番号						
2	フリガナ 子ども氏名	-----	受給者番号						
3	フリガナ 子ども氏名	-----	受給者番号						
変更項目		新		旧					
氏変更	<input type="checkbox"/> 子ども <input type="checkbox"/> 保護者								
住 所	<input type="checkbox"/> 子ども <input type="checkbox"/> 保護者								
保護者	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 養育者								
	生年月日								
	個人番号								
健康 保 険 証	被 保 険 者 氏 名								
	被 保 険 者 住 所								
	保 険 種 別		1. 全国保険協会 (協会けんぽ) 2. 組合保険 3. 国民健康保険 4. 共済組合 5. 国民健康保険組合 6. 船員保険 7. その他 ()	1. 全国保険協会 (協会けんぽ) 2. 組合保険 3. 国民健康保険 4. 共済組合 5. 国民健康保険組合 6. 船員保険 7. その他 ()					
	記 号 ・ 番 号								
	保 険 者 番 号								
	保 険 者 名								
	所 在 地								
そ の 他 の 変 更									
変 更 事 由		<input type="checkbox"/> 氏名変更 <input type="checkbox"/> 保険変更 <input type="checkbox"/> 転 居 <input type="checkbox"/> その他 ()							
事 由 発 生 年 月 日				年		月		日	
備 考									

様式第6号

子ども医療資格喪失届

年 月 日

四條畷市長 宛

届出者 住 所 四條畷市

氏 名

印

子どもとの続柄

電 話 ()

下記のとおり資格を喪失しましたので届け出ます。

1	フリガナ	男 女	生年月日			満 歳
	子ども氏名			年 月 日			
				受給者番号			
2	フリガナ	男 女	生年月日			満 歳
	子ども氏名			年 月 日			
				受給者番号			
3	フリガナ	男 女	生年月日			満 歳
	子ども氏名			年 月 日			
				受給者番号			
住 所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> その他 (四條畷市)						
喪失事由	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 転出 (へ転出) <input type="checkbox"/> 保険喪失 <input type="checkbox"/> 他の公費負担制度への移行 () <input type="checkbox"/> 生活保護 <input type="checkbox"/> 施設への入所 <input type="checkbox"/> その他 ()						
事由発生年月日	年 月 日						

裏面に医療証を添付してください。

様式第 1 号

様式第 2 号

様式第 3 号

様式第 4 号

様式第 5 号

様式第 6 号